

令和4年第2回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和4年 6月16日 午前10:00

○散 会 午後 2:08

○出席議員（17名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	15番 菅 原 龍太郎	16番 伊 勢 潤
17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟	

○欠席議員（1名）

14番 鑑 仁 志

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 筒 井 弥 生
産業振興部長 小 野 貴 宏	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 澁 谷 豊	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 強
税 務 課 長 櫻 庭 仁	市 民 課 長 内 田 倫 雄
健康長寿課長 櫻 庭 輝 雄	農林水産振興課長 伊 藤 充
教育総務課長 斉 藤 栄 子	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 国 栄	議会事務局次長 宮 崎 久 春
----------------	-----------------

令和4年第2回潟上市議会定例会日程表（第2号）

令和4年 6月16日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（小林 悟） おはようございます。傍聴席の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

なお、14番鑑 仁志議員から、所用のための欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（小林 悟） 日程第1、一般質問を行います。一般質問については、1回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は質問席において、再質問は自席において行います。

本日の発言の順序は、16番伊勢 潤議員、3番藤原仁美議員、8番藤原典男議員の順に行います。

16番伊勢 潤議員の発言を許します。16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） おはようございます。16番伊勢 潤でございます。

傍聴席の皆様、早朝からお疲れさまでございます。

このたびは、本定例会の場において一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。私からは、大きく1項目、潟上市における社会的処方導入について、3点の質問をさせていただきます。宜しく申し上げます。

本市では、健康寿命の延伸を図ることを目的に、第2次潟上市総合計画後期基本計画の7つの基本目標にあります「健やかに暮らす健康福祉都市」を基本理念とした健康かたがみ21を策定し、様々な健康づくり施策に取り組んでおります。

昨年12月厚生労働省発表の県の健康寿命令和元年値では、前回平成28年の男性最下位、女性33位から、男性26位、女性15位と大幅に順位を上げており、この背景には、各自治体が展開するヘルスプロモーションにより、市民一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、個人を取り巻く生活環境を健康的なものに変えていく支援が着実に実を結んでいる状況にあると認識をしております。

しかし、一方では、コロナ禍が長期化する中でコミュニティの希薄化や人と接触する機会が減り、孤独や孤立に対する問題が深刻化してきているとされており、警察庁の自殺統計では、自殺率は令和元年まで減少傾向にありましたが、令和2年には前年比3.7パーセント増、令和3年で8.8パーセント減となったものの、県では33.3パーセント増となっており、改めて五大疾病の中の精神疾患対策として、心の健康づくり、うつ病対策に力を入れる必要があると感じています。

そこで、コロナ禍で深刻化する孤独や孤立に対しての見解と分析、健康寿命延伸を図る上での心の健康づくり事業の今後の取組について当局にお伺いします。

また、この観点から、潟上市における社会的処方への導入についてお伺いします。

日本では令和2年7月、国の経済財政運営と改革の基本方針、骨太方針2020に『社会的処方』が明記され、先日閣議決定された骨太方針2022においても、孤独、孤立対策として活用、本格実施に向けた環境整備等を推進するとされました。

令和3年度、厚生労働省のモデル事業『保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり』では、7か所の保険者協議会が公募から選ばれ、秋田県保険者協議会も『かかりつけ医と医療保険者との協働による「健康なまちづくり」構想』として実施しています。

この事業では、慢性疾患の患者等が抱える「社会的孤立・孤独」「貧困」「DV・虐待」など、健康に影響を与える課題を「社会的処方」により軽減・解消することにより、重症化予防や健康意識の向上につなげ、患者が地域社会において生き生きと暮らせる社会の実現を目指すところとし、『かかりつけ医から地域の調整役・医療保険者への情報連携事業』として、かかりつけ医とリンクワーカーの連携による患者の社会的課題解消に向けた実施体制の構築及び社会的処方の実践、『地域特性・データ分析事業』として、関係者へのアンケート等を通じた社会的処方に係る実施効果の分析、社会的サポートを行う相談機関や患者サークル、健康教室など、患者が必要とする社会資源のマップ化等を行っています。

令和3年度の事業報告では、実際に県医師会が作成した問診票から、かかりつけ医が診療の場面で患者の基本情報、健康・生活実態等について状況を把握し、患者から同意を得た上で社会的処方を実践、かかりつけ医と社会資源を結ぶリンクワーカーが社会的課題を抱える患者に対し、相談対応、社会的資源の紹介を行い、一定の効果を確認したと報告されています。

一方では、患者自身が社会的処方、社会資源の活用の必要性を感じていない、また、理解が難しい場合もある、かかりつけ医、リンクワーカーの負担が大きい、効果検証に一定の時間を必要とする、コロナ禍で社会資源へアクセスできない場合等の対応が難しいなどの現状も明確となり、今後の課題として住民への周知・効率的な実施、人材・連携体制の構築、事業効果手法の開発、社会資源の充実などが挙げられました。

以前、同僚議員が一般質問で社会的処方について取り上げ、当局よりご答弁いただいておりますが、これらの実証実験の報告を踏まえて、また、今後の制度化に向け、全国の自治体にも広がりつつある社会的処方の実証実験のフィールドを、本市においても導入できないものかと考えるものですが、現在の認識と今後の方向性について当局はいかがお考えでしょうか、ご所見をお伺いします。

一方で、診療報酬や介護報酬等、体制や制度が整わない中での導入は大変厳しいものであるという認識はしております。また、高齢者医療、福祉の観点から考えると、現在の健康推進事業、包括的支援事業、生活支援体制整備事業、在宅・介護連携事業等、地域包括ケアシステムの目的と共通点が多いかと思えます。その中で社会的処方の仕組みづくりにおいては、医師会の協力だけではなく、リンクワーカーなどの人材の育成やNPO、コミュニティやサロン、サークルなどの社会資源の充実が非常に重要であると考えております。これまでの地域包括ケアシステムの深化において、社会資源の充実と人材育成の取組の状況と分析について、当局にお伺いします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。ご答弁のほど、宜しく申し上げます。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 16番伊勢 潤議員の一般質問「潟上市における社会的処方の導入について」お答えします。

はじめに、ご質問の1点目「コロナ禍で深刻化する孤独や孤立に対しての見解と分析、健康寿命の延伸を図る上での心の健康づくり事業の今後の取組について」お答えします。

このたびのコロナ禍による長引く外出制限や環境の変化に伴い、身体的・精神的ストレスや経済的不安、孤独感を抱えている方は少なくないものと感じております。

平成18年に「自殺対策基本法」が施行され、本市では、平成19年度から心の健康づくり事業に取り組んでおります。平成31年3月には「潟上市自殺対策計画」を策定し、関係機関等と連携を図りながら、全庁的に心の健康づくり事業に取り組んでまいりました。

対面相談事業としては、「弁護士による困りごと相談会」や「保健師と臨床心理士によるこころの健康相談会」、普及啓発事業としては、「こころの健康づくり講演会」、パソコンや携帯電話からいつでも自身のメンタルヘルスチェックができる「こころの体温計」など、市民全体を対象とした事業や職域を対象とした「出前講座」等を実施しております。

また、地域での見守りを強化するため、「メンタルヘルスサポーター養成講座」を開催したり、市内事業所及び自治会長等を通じてパンフレットを配布したりしたほか、若年層への対策としては、市内小学6年生と中学1年生を対象に「SOSの出し方に関する教育」を実施し、命の大切さや様々なストレスへの対処方法を学んでもらうなど、子どもから大人まで幅広い年代に対し、健康寿命の延伸を目的とした心の健康づくり事業を実施しております。

潟上市自殺対策計画検討委員会では、毎年、事業の見直しや計画の進捗管理を行っておりますが、この中で自殺未遂者の家族支援が今後の課題の一つとして取り上げられました。解決策の見出せない課題も多くありますが、引き続き検討委員会等で協議を重ねるとともに、関係機関との情報共有、連携強化により「誰も自殺に追い込まれることのない潟上市」を目指し、効果的な事業の実施に向けて取り組んでまいります。

次に、ご質問の2点目「社会的処方現在の認識と今後の方向性について」お答えします。

国は、社会的処方の手法を用いて、社会的に孤立し病気を抱える住民に対し、かかりつけ医などの医療関係者が地域とのつながりを処方し、健康を取り戻してもらうという取組のモデル事業について、令和3年度と4年度に実施し、令和6年度には特定保健指導プログラム等に反映させるとしております。

令和2年第4回定例会において社会的処方の導入についての一般質問があり、その際、「国から示された内容を精査した上、医師会等と協議し、判断していく」と答弁しておりましたが、国の実施要綱によると、社会的処方を用いた事業実施に係る実施主体は保険者協議会であり、県内では秋田県保険者協議会1団体のみであるため、このモデル事業に取り組める状況にはありませんでした。

また、「社会的処方の実証実験のフィールドを本市においても導入できないものか」という議員のご提案につきましては、県に確認したところ、「事業の実施主体が秋田県保険者協議会であり、実践フィールドも県医師会との協議の上、保険者協議会において

判断されるもの」との回答があり、実践フィールドの導入についてもまた、本市として判断できる状況にはありません。

しかしながら、社会的処方という手法は、高齢者のみならず、ひとり親や生活が困窮する世帯、悩みを抱え孤立する人々にとって社会的課題を解決に導く有効な手段であると認識しております。

介護分野では多職種が連携する在宅医療・介護連携推進会議において、保健分野では医療行政推進協議会及び歯科医療行政推進協議会において、医師等と情報共有し、連携する機会がありますので、社会的処方に代わるものとして、これらの機会を有効に活用し、「社会的孤立・孤独」などの社会的課題の解決に向けて取り組んでまいります。

次に、ご質問の3点目「社会資源の充実と人材育成について」お答えいたします。

高齢者を含めた、より多くの市民が地域の中で主体的に活躍する地域包括ケアシステムの深化に向け、「潟上市老人福祉計画・潟上市介護保険事業計画（第8期）」を策定し、社会資源の充実に取り組んでおります。

計画策定に当たっては、市内外にあるサービス等の実態把握や市民の交流の場、各種会議等での意見を参考に、現在あるサービスや不足するサービスについて社会資源を洗い出し、分析を進めました。

また、課題解決に向けて地域組織と連携し、多様なニーズに応えられるよう新たなサービスの創出、ボランティアの養成、関係機関によるネットワークの構築などに取り組んでまいりました。

人材育成につきましては、在宅医療・介護連携推進事業において、市内の関係機関職員を対象とした「多職種協働研修」、「地域ケア会議」、「事例検討会」を実施し、県や各種団体が主催する会議等へ積極的に参加することなどにより、関係者のスキルアップに努めております。

今後も本市に暮らす全ての市民が安心して健やかに生活することができるよう、社会資源の充実や人材育成に努め、「健やかに暮らす健康福祉都市」を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 16番伊勢 潤議員、再質問ありますか。はい、16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） ご答弁ありがとうございます。

質問の1点目、自殺対策のところなんですけれども、自殺対策検討委員会が毎年行われて、いろいろ毎年検討、いろいろな情勢が変わっていく中で、いろいろ方針を変えて対

応してくれていることかと思いますが、実際にコロナ禍になってからそういった事例が増えている印象というふうな発言をいただきましたが、数字的などころっていうのはわかったりするものでしょうかがまず1点目の再質問です。

社会的処方導入についてですけれども、いろいろ調べていただいてありがとうございます。

○議長（小林 悟） 伊勢 潤議員、一つ一つでお願いします。

○16番（伊勢 潤） すいません。

○議長（小林 悟） 1つ目の質問に対してよろしいですか。筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまの質問にお答えします。

コロナ禍によって事例が増加しているか、その数字がわかっただらということですが、特にコロナ禍によって自殺者が増えているかどうかというのは、まだちょっと判断はできません。潟上市では自殺者の統計につきましては、秋田県衛生統計年鑑という県が出すものを参考にしております。ちなみに、潟上市の自殺者の状況でございますが、合併当時の平成17年は17人の自殺者がおりました。直近の秋田県統計年鑑の実績ですが、令和2年度は5名まで減っております。この数字は、10万人単位の人口に直すと、ほぼ全国的なレベルまで、県内でも少ない方になっているのではないかなというふうに判断しております。ただ、様々な自殺の要因等もあろうかと思っておりますので、昨年でありまして弁護士による困りごと相談への参加者は44名、それから保健師や臨床心理士による健康相談には15名の方が見えられておりまして、この中ではやはり自殺に至る手前の様々な相談があったものと捉えております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 次に再質問ありますか。16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 再答弁ありがとうございます。

相談件数まで詳細に教えていただき、ありがとうございます。

この後、そのコロナ禍で実際に孤独・孤立という事例があつて、自殺者が増えるということもあるのかどうなのか、この後も注視していかなければいけないことかとは思いますが、引き続き検討委員会で強化していただきたいなと思っております。

1点目の質問は終わります。

2点目、社会的処方導入についてでございます。

社会的処方の実証実験フィールドを本市で行えないものかということに対する質問に

対して、秋田県の保険者協議会のみで判断し、実施するといったところで、潟上市での導入は現在のところ、まず無理だということでした。が、それに代わるものとして、実際に、聞き逃してしまったんですけど、医療行政委員会でしたっけか、といったもので話し合われて、いろいろな策が検討されているということでした。実際に社会的処方と似たようなものというか、そういった事例が潟上市においてあるものでしょうか。もしありましたらお聞かせください。お願いします。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまのご質問にお答えいたします。

潟上市では、社会的処方に似たような、代わるものとしてといったのは、在宅医療・介護連携推進会議、これは医師や、それから関係者団体等、直接協議をする場がございます。

また、保健分野では、医療行政推進協議会、それから歯科医療行政推進協議会があります。この中でも医師を中心に市と協議する、関係者と協議するというものでございます。その中で先生たちの間から、市の方につなげたい情報等あれば、そちらをつないでいただくということになります。

それから、実際に社会的処方に代わるものとして、直接そういった事例があったかということですが、例えば必要であれば医師の方から直接市の方に包括支援センター等に連絡が入って、例えば見守りの必要な高齢者がいるとか、それとですね、あと市としては糖尿病の重症化モデル事業というのを実践しております。その中では、医師等とこの後の栄養の指導だったり、運動の方法だったりというのを連携して、医師からの情報を基に市と協議し、必要な教室や訓練等の参加を促すということをしております。実際に介護分野においても、医師等の連携は随時必要に応じてしておりますが、困っている市民や社会的に孤立している市民、それから、そういった福祉を必要とする方々の情報というのは、必ずしも医師を介さなくても、例えば地域にいるケアマネージャーさん、それから自治会長さんや民生委員さん、各種団体を通じていろんな支援の必要な人の情報は入ってきます。そういったときには、包括だけではなく、健康分野の保健師、それから社協等、あとは地域にある様々な福祉の団体とつながって必要な支援をしているというのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 16番、再質問ありますか。伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 実際にドクターから地域包括の方に照会があつてつないでいるということを伺い、大変安心しております。

ただ、ちょっと私の、人から聞いた話なんですけども、実際に生活習慣病を患った一人暮らしの老人が自宅で倒れてしまって、二日後に家族が発見して救急搬送して一命を取り止めたという例を聞いております。軽度の認知症と服薬忘れによる病状の悪化が背景にあったということでした。こういった事例も数少ない中の一つなのかもしれないんですが、実際に自治会等で見守りであったりとか、民生委員の訪問であったりとか、そういったことは皆さん一生懸命やっていたいただいているとは思いますが、見えないところのその軽度の認知症、自分は認知症ではないと思っている方への対応、そういったところというのは、自治会単位でも地域住民単位でも、なかなか気付きにくいところなのではないかなと思います。いわゆる声を出せない、声の上げ方がわからない、そういった方々への対応というのは、すごく難しい話なんですけども、窓口を開いて来てくださいといっても、認識してないもんだから行けません、行きませんというものになっていくかとは思いますが、そういった方々がどれくらいいるのかというのは計り知れないものではあるんですが、そういった方々のために誰も取り残さないといった観点から、どのように市としては対応していけるものなのか、もし策がありましたらお知らせいただければと思います。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまのご質問にお答えします。

潟上市では、認知症サポーターの養成講座というものを実施しております。そういった中で受講していただく方を増やしたり、その方たちが今度、地域の中にそれぞれ入って認知症の初期症状、初期の状態の方たちを早期に発見するといったようなことも実施しております。

また、声を上げられない方ということで、なかなか難しい部分ではありますが、そういった意味でも自治会や、それから関係する多くの団体、民生委員もですが、そういった方々と協働して地域の中の困り事というのを一つ一つ拾い上げて、当然市だけではできないわけですので、地域の皆さん、多くの団体と、それから介護福祉に関わる介護、福祉、医療、全てに関わる方たちと連携しながら対応していくというのが現状とれる対応ではないかなというふうに思っております。

あわせて、介護予防のための教室等も実施しておりますので、多くの家族、これから

介護を必要とする方たちも勉強することができるような機会もどんどん増やして行って、多くの方が介護に対しての認識を高めていくような機会も増やしていければなど考えているところです。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 16番、再質問ありますか。伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 再答弁ありがとうございます。やはり地域共生社会実現に向けて、自治会等、地域で見守るといったその対応というのはすごく必要なのではないかなと思っております。答弁の中にあつた、やはり見守る、地域で見守るといったところに関しては、我々市民一人ひとりが自覚して対応していかなければいけないと改めて思いました。見つける、つながる、支えるということを地域で実施できるようになればいいなと、市民一人として思いました。ありがとうございます。

3点目、地域包括の深化についてですが、すいません、これは質問ではなくて、十分答弁の内容で理解できました。今後も地域包括ケアシステムというのは、すごく重要なキーになってくるかと思えます。業務過多で大変かと思えますけども、今後とも頑張っていたいただければと思います。

私からの再質問は以上で終わります。

○議長（小林 悟） これをもって16番伊勢 潤議員の質問を終わります。

次に、3番藤原仁美議員の発言を許します。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） おはようございます。3番藤原仁美でございます。

傍聴席の皆様、大変お疲れさまでございます。

本定例会におきまして一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。通告書に従い、大きく2つの項目について質問させていただきます。

まず1つ目、潟上市の防災について。

（1）潟上市の防災について。

秋田県では、昭和58年に起きた日本海中部地震の教訓から5月26日を「県民防災の日」と定め、毎年訓練を行っています。コロナ禍でなかなか思うような訓練ができない中、潟上市では大津波警報を想定し、市民へ訓練を呼びかける防災無線が放送され、消防団や自治会、学校などが中心となり避難訓練されたと聞いています。残念ながら私の近隣では実施に至らなかったようで、外へ出てみたものの日常と変わらない様子でした。コロナ禍とはいえ、災害はいつなんどき起こるかわからないことを考えると、地域で何

らかの防災事業を考えるべきだったのではと感じました。

第2次潟上市総合計画後期基本計画では、基本目標に「安全に過ごせる、安心居住都市」として消防・防災対策の充実を政策に挙げています。災害に強いまちづくりを進めるため、緊急時の初動体制や防火水槽・消火栓の設置、防災資機材の整備を進め、あらゆる災害を意識した防災体制を整えることで災害を減らすことが必要。災害の軽減には、自分の身は自分で守る「自助」、自らの地域は地域住民が助け合って守る「共助」、そして行政による「公助」との連携・協力が必要であり、自治会等を中心とした自主防災組織が結成されるよう啓発活動が重要とあります。

目指す方向には、防災力の体制強化に努め、安心して暮らせる災害に強い総合的な防災対策を進めるとあり、今後取り組む施策には、防災対策の強化、地域防災力の強化、救助・救急体制の充実が挙げられています。

防災対策として市民に最も関わりが強いと思われる自主防災組織について、現在の組織率は46.7パーセントで108自治会の約半数が結成しているようではあります。その分布状況を見ると潟上全域をカバーできるとは考え難いと感じます。秋田県としては、組織率72.1パーセントとあるものの東北で5位と、残念ながら他県と比べると防災意識が低いことが伺えます。高齢化率全国最高の秋田において、いざというときの避難行動や避難生活などを考えると、不安に思わずにはいられない現状ではないでしょうか。また、住宅が増え続けている追分地区については、数年の間に住宅が密集してきたことは、通るたびにまちの様子に変化を感じることからよく理解でき、地元に住む方からは、若い世帯が増えるのは喜ばしいが、多くは夫婦共に仕事に就いていて自治会への参加が少ないことなど、地域とのつながりが希薄であることから、いざというとき困難になるのではと心配の声が上がっています。

消防団しかり、地域における防災に関わるリーダーの担い手もまた不安材料となっているように感じます。そこでお伺いします。

- ①防災訓練の実施状況と、充実を図るための課題と対策についてお聞かせください。
- ②自主防災組織の組織率は十分と思われますか。
- ③避難所・避難場所は市民に周知されていると思われますか。
- ④緊急時の初動体制など防災マニュアルや避難所運営マニュアルは、どのようになっているのでしょうか。
- ⑤総合的な防災とはどういったものなのでしょうか、ご答弁をお願いします。

(2) 防災における男女共同参画について。

6月23日は「潟上市男女共同参画の日です」今月発行された広報かたがみの特集で、市長と男性職員の頼もしいエプロン姿を目にしました。性別を超え、世代を超え、地域を越えと、男女共同参画かたがみ宣言が大きく掲載され、潟上市の明るい未来を感じさせる記事でした。

令和元年度、県の男女共同参画推進事業で、女性人材育成のため防災をツールにした講座が開催されました。そこでは、東日本大震災での教訓から、避難訓練や避難所運営において様々な角度からこれまでと違った女性の視点の重要性が伝えられました。令和2年度には内閣府男女共同参画局から、災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～が示され、7つの基本方針など三部にわたり基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項が示されています。さらには今年3月、同じく内閣府男女共同参画局から「女性が力を発揮するこれからの地域防災」と題したノウハウ・活動事例集が発行されています。

先日の県民防災の日の訓練で実施の差があったことに、平日で人がいないとの見方もありましたが、多くの女性があの時間を地元地域で過ごしていたのではと思われ、地域の防災に女性を積極的に活躍させるのも男女共同参画推進都市ならではと考えます。もちろん女性だけではなく、自治会をはじめとする地域のリーダー育成や子どものリーダー育成、地域コミュニティの交流にも「防災」というツールが大いに役立ち、それが地域の共助力を高めることへとつながり、市内のあらゆる場所で「防災」を考え、多角的に学び合うことで、市が掲げる「支える力」を市民自ら構築していくことにつながるものと考えます。ここは是非、発信力のある市長が旗振り役となり、市民の防災意識の向上を推進し、女性や若者をはじめ市民全体で支え合うまちづくりを目指してはいかがでしょうか。質問させていただきます。

①防災に女性の視点が生きると考えられないでしょうか。

②防災をツールとした人材育成やまちづくりなどの考えはありますか、考えをお聞かせください。

(3) 災害対応講座について。

先日地元紙で、東大災害対策トレーニングセンターによる社会人向け講座の開設についての記事を目にしました。自治体の人材育成はもとより、大学生や町内会など防災に

関わる市民も受講できると、とても魅力的な講座と感じました。

講座は「基礎プログラム」と「専門プログラム」で構成され、オンラインの基礎概論を視聴し、基本的な知識を身に付けるとありました。また、修了者を対象に、秋頃、基礎演習を始める予定で、約15時間のオンライン講義を受け、3日間の演習に参加するとあります。

自治体災害対策本部の模擬運営などを通じ、適切な行動を自ら判断できる人材を育成するとしています。そこでお伺いします。

行政として様々な講座や研修についての情報は網羅されていると思いますが、このような講座の受講料など積極的に市で補助し、潟上の人材育成につなげてほしいと考えますがいかがでしょうか。

次に、大きく2つ目、潟上市の森林活用について。

6月に入り、市内各地で田植えが終わり、水が張られた田んぼが苗を揺らす風景に変化しています。田園都市は、これからどんどん緑が鮮やかになり、ここに住む私たちはもちろん、市外から訪れる人にもいやしを与えてくれます。

地図上では小さな潟上市ですが、日本海、八郎湖、そして昭和・飯田川地区には森林が広がり、豊かな財産に囲まれています。

秋田県では森林法第5条により、知事が県の民有林を対象に5年ごと、10年を一期として地域森林計画を立てています。森林計画制度では、森林は国土の保全、水源涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給など多面的な機能を持ち、これらの機能を十分に発揮させるため、計画的で適切な森林の整備や林業生産活動が必要とあります。市町村の市町村森林整備計画・森林所有者の森林経営計画が、それぞれの段階で森林の整備に関する計画を立てることになっているとも示されています。森林は一度荒れてしまうと、その復旧には大きな努力と期間を必要とし、公益的機能の発揮には大きな影響を及ぼすことになります。行政として森林・林業に関する長期的・総合的な施策の方向、森林整備の目標を定め、それに応じて施策を推進するとともに、森林所有者等に地域の実績に応じた森林施業の方向性を明らかにする必要があると示されています。

50数年前、植樹された杉の木が切りどきを迎えているといわれ数年経過しています。潟上市東部に広がる森林もまた、切りどきを迎えているのではないのでしょうか、森林は光合成により二酸化炭素を吸収しますが、ただ植林して見守っているだけでは温暖化防

止に貢献する森林にはなりません。人が手を加え、健全にCO₂が吸収できるよう、保育する必要があります。カーボンニュートラルが叫ばれる今、持続可能なまちづくりは森林活用の仕方も重要と考えます。そこで伺います。

(1) 潟上市の森林の状況について。

- ①管理状況、整備状況についてお聞かせください。
- ②今後の課題と解決策については、いかがお考えでしょうか。

(2) 森林地区の活用について。

- ①自然豊かな地区を活用できる事業はありますか。
- ②自然環境を生かし、文化や教育的活動に利用するための整備などのお考えはないでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。ご答弁宜しく願いいたします。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 3番藤原仁美議員の一般質問の1つ目「潟上市の防災について」お答えいたします。

はじめに、ご質問の1点目「潟上市の防災について」の「①防災訓練の実施状況と、充実を図るための課題と対策について」お答えいたします。

本市主催の総合的な防災訓練は、年1回、5月26日の「県民防災の日」にあわせて実施しております。令和2年度と3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施を見合わせておりましたが、本年度、3年ぶりに訓練を実施いたしましたところ、前回実施した令和元年度より参加者数が500人以上減少いたしました。このことにつきましては、広報やホームページへの掲載、防災無線での呼びかけ、自主防災組織への通知などにより訓練の周知を図ったものの、市民の防災意識の低下や、地域によっては高齢化が進んだことも要因であると考えております。

本年度の訓練の実施状況を検証し、訓練内容などについて参加者の増加に向けた抜本的な見直しを検討するとともに、自主防災組織や地域のリーダーとなる人材の育成を進め、地域防災力の向上を図ってまいります。

次に、「②自主防災組織の組織率は十分かについて」お答えいたします。

現在、自主防災組織率は46.3パーセントであります。半数近くの自治会で組織されているものの、十分ではないものと考えております。未設置地域に対しては、自主防災組織の必要性を説明し、組織化に向けた働きかけを行うなど、さらなる組織率の向上を

目指してまいります。

次に、「③避難所・避難場所の周知はされているかについて」お答えいたします。

平成28年に、冊子「我が家の防災マップ・保存版」を全戸配布したほか、ホームページに避難所や避難場所の一覧を掲載しております。また、避難場所につきましては、公園等の現地に看板を設置し、周知しているほか、防災関係の各種講座等の開催時には、避難場所等の周知を行っております。

令和元年度に「潟上市総合計画」の策定に伴って実施いたしました市民アンケート調査によると、約75パーセントの市民が「避難場所を把握している」という結果になり、前回平成26年度の調査時よりも2.3ポイント増加しております。このアンケート結果から、一定数の周知は図られていると捉えておりますが、今後も認知度を高めるため、機会を捉えて周知してまいります。

次に、「④緊急時の初動体制など防災マニュアルや避難所運営マニュアルはどのようになっているか」についてお答えいたします。

大規模災害発生時の対応として「災害時職員初動活動マニュアル」を定めております。本マニュアルでは、地震・津波の発生や大雨・洪水等の気象警報の発表、大雨・洪水による災害の発生があった場合における職員の初動体制と、災害に対処するため初動期になすべき事項を定めております。

また、「避難所運営マニュアル」についても策定しており、要配慮者への支援対策や男女のニーズへの対応といった視点を必要とすることなどを踏まえ、避難所の開設・運営や流れ、役割分担などを定めております。

次に、「⑤総合的な防災とはどういったものかについて」お答えいたします。

行政による災害対応力の向上はもとより、市民・地域・企業等による十分な災害への備え、自助・共助・公助の総合的な防災力の向上を図るとともに、ハード・ソフト対策を重層的に組み合わせた減災への取組を推進することが、総合的な防災対策であると考えております。

次に、ご質問の2点目「防災における男女共同参画について」お答えいたします。

はじめに、「①防災に女性の視点が生きるのではについて」お答えいたします。

東日本大震災や熊本地震などの際、避難所の運営において、女性ならではの視点・考え方を取り入れることなど重要性がクローズアップされました。避難所の運営はもとより、防災活動への女性参画の重要性については十分認識しておりますので、今後も女性

消防団員の確保や地域での女性リーダーの登用に努めてまいります。

次に、「②防災をツールとした人材育成やまちづくりなどの考えはについて」お答えいたします。

総合計画に掲げる基本目標の一つ「安全に過ごせる、安心居住都市」の実現には、市民と行政が一体となって、総合的な防災対策を進めていくことが重要でございます。

議員ご指摘のとおり、女性の活動や交流を含め、自治会をはじめとする地域におけるリーダーの育成や子どもたちの学びなどでも、「防災」はツールとなり得るものであります。防災を考え、多角的に学び合う機会を創出し、自助・共助・公助が有機的につながることで地域防災力が高まり、「安全に過ごせる、安心居住都市」の実現につながっていくものと考えております。

次に、ご質問の3点目「災害対応講座について」お答えいたします。

自主防災組織の組織率の向上や市民の防災意識の高揚に向け、地域での防災活動の核となる人材の育成が重要と考え、「自主防災リーダー」の養成を進めております。市民への受講料の補助という形ではなく、本市が主導いたしまして「自主防災リーダー」の養成を計画的に進められていくよう、今後も努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） 3番藤原仁美議員の一般質問の2つ目「潟上市の森林活用について」お答えいたします。

ご質問の1点目「潟上市の森林の状況について」の「①管理状況、整備状況について」と「②今後の課題と解決策について」は、関連がございますので併せてお答えいたします。

森林の管理・整備状況につきましては、「潟上市森林整備計画」において、森林の有する多面的機能を高度に発揮することを目的に、森林資源の質的向上と安定的な木材生産が可能となるよう、間伐や保育等の森林整備を推進することとしております。

また、本市の森林面積は、約3,100ヘクタールであり、総面積の30パーセントを占めており、公有林については、間伐等の実施により適切な管理が行われております。その一方、民有林については、森林所有者の高齢化や相続による代替わり、関心の薄れなどにより、間伐等が未実施の森林が増え、問題となっております。

この問題の解決策として、本市では令和2年度から森林環境譲与税を活用し、間伐等

が未実施である民有林を対象に、森林所有者の意向調査を実施しており、所有者の意向により本市が管理を委託された森林については、間伐や保育等を行い、森林の多面的機能が十分に発揮できるよう取り組んでまいります。

次に、ご質問の2点目「森林地区の活用について」の「①自然豊かな地区を活用できる事業は」についてと「②自然環境を生かし文化や教育的活動に利用するための整備などの考えは」については、関連がございますので併せてお答えいたします。

本市では、森林や自然に親しみ、豊かな情操を育む学習を行っております。また、市内の団体においては、林業の持続的かつ健全な発展のため、市民を対象とした普及活動を行っております。

現在のところ、森林地区を活用するための整備等の考えはございませんが、今後も自然の素晴らしさに触れ、森林や自然環境に関心を高められるような学習等の実施に努めてまいります。

○議長（小林 悟） 3番藤原仁美議員、再質問ありますか。3番。

○3番（藤原仁美） ご答弁ありがとうございます。

防災について、まず関連性があるので、ちょっと一つずつというか関連した仲間内で質問させていただきます。すいません。

防災訓練の参加状況を向上させるために、自主防災組織が頼りになるのかなと聞きました。自主防災組織ですが、追分地区は上北野町内会が650世帯、追分西町内会が196世帯、緑町町内会が73世帯と3つしかないのですが、多くの世帯を賄っているように感じます。働きかけについては、これから進めていかれるとは思いますが、自主防災組織がどのぐらいの世帯をカバーできるとかというのは、お知らせいただけないでしょうか。すいません。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

自主防災組織がどの程度カバーできるのかというご質問でございますが、自主防災組織の組織化率46.3パーセントと申し上げましたが、このパーセンテージは108の自治会のうち50自治会ということで、自治会の数でパーセンテージを算出しております。確かに藤原議員おっしゃられたように、追分地区で多くの自主防災組織ができているということで、人口の割合から見れば、その率もまた変わるということの可能性もありますが、人口の多いところで自主防災組織が、その自治会の方でできれば、一番そのカバー率が

上がるのではないかということも感じておりますので、できるだけ大きな自治会についても働きかけを今後進めていきたいと考えております。

○議長（小林 悟） 3番、再質問ありますか。3番。

○3番（藤原仁美） すいません、追分地区、上北野地区をまず例に挙げると、自主防災組織1団体なんですけど、650世帯あるというところで、その地区に自主防災組織が1つで間に合うのでしょうかという質問でした。すいません。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまの質問にお答えいたします。

上北野地区、確かに大きい自治会ですが、その自主防災組織の中にも様々な部が設置されておりまして、その中に様々、自主防災組織によって様々な組織化が違いますが、上北野の自主防災組織がちょっとどのような部に分かれているか、ちょっと今、資料がございませんが、いずれそのような形で、人口が多いところでも自主防災組織そのものを活動活発化させることで全体をカバーできるのではないかと考えております。

○議長（小林 悟） 3番。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。私の住む二田地区には自主防災組織がないので、それこそ官民一体となって自主防災組織を設置を図りたいと思っております。ありがとうございます。

初動体制についてですが、マニュアルについてですが、行政職員の方の初動体制についてはマニュアルがあるかと思えます。自主防災組織だったり町内会だったりとの連携の仕方については、どのぐらい図られているのでしょうか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 再質問にお答えいたします。

避難所等のマニュアルについてでございますが、現在策定しているものは、あくまでも職員向けということで策定しておりまして、職員が避難所に出向いて開設するまでのその手順だとかそういったところを定めているものでございます。議員がご指摘あったような地域との避難所の運営のマニュアルについては、今後、地域の方とも情報が共有できるような形で、今後、機会を捉えて周知の方も進めていきたいということで考えております。

○議長（小林 悟） 3番。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。自主防災組織しかり、町内会しかり、市民

が地元地域のことを考えることが必要だなと感じました。

そこで男女共同参画的視点に入りますが、自助、共助、公助、ハードだったりソフトだったり整えなきゃいけない部分は多岐にわたると思います。市民も一緒に考えていくことが必要かと思う中で、是非支える力を向上させるためにも、市長が旗振り役になっていただければと思っております。すみません、市長、旗振り役になっていただけるというようなお考えはないでしょうか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 藤原議員の再質問に答弁させていただきます。

旗振り役についてでありますけども、私は市長として常々、市民にとっての旗振り役であると思っております。こういった防災事業についても、当然、先ほど来質疑がありましたとおり自主防災組織、これは男女問わず参加するという趣旨もございます。こういった意味において、そういった組織の設置であるとか活動の活発化、そういったものが進めば、おのずと男女の比率等も上がりまして、答弁にもございました役割分担、そういったものも可能だと思っております。そういった面につきまして、こういった防災事業についても、当然私自身も市の先頭に立ちながら、今後取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小林 悟） 3番。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。是非、女性のみならず、子どもたちや市民全体に考える力、支える力を向上させるための学ぶ機会をつくっていただければと思います。ありがとうございます。

次に、森林活用についてですが、森林活用についてのお答えに関しては、よく理解できたかと思っております。ただ、これからますますいろいろなところで考えて、調査、実行していかなきゃいけないのかなとは感じました。

民有林についての意向調査ですが、進捗状況についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

この譲与税を用いた意向調査、令和2年度から始めたばかりでございまして、まだ進捗状況は微々たるものでございます。今後、意向調査を進めながら、先に意向をお示しされた方につきましては、市での保育、あるいは間伐等を徐々に進めていく、そ

た計画でございます。

○議長（小林 悟） 3番。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。森林というと、潟上市としてはなかなかちょっと関心が薄い部分かなと思われませんが、是非民間も交えて考えていけたらと思っております。

最後ですが、豊かな森林地区の中で学びの機会をつくれるような施設とか整備などというのは、今後、私もちょっと考えながら提案させていただきたいと思っておりますので、是非ご検討いただければと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小林 悟） これをもって3番藤原仁美議員の質問を終わります。

お諮りします。この後、継続したいと思いますが、いかがでしょうか。7番堀井議員。

○7番（堀井克見） 日程はたっぷりとっていますから、今日は3名、議運でも報告したとおりにしていますので、2名終わりました。これで午前中終わって、午後の再開して、そして3人目の質問をいただくという形にさせていただければ、じっくり、ゆっくりできるんじゃないかなと思いますので、どうぞひとつ議長の特段のご配慮いただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 皆さん、いかがでしょうか。もしよければ…。7番。

○7番（堀井克見） 議長、1人1時間の時間というのは割り当てあるわけですから、不確定要素、次、質問される方が、今一旦休憩入れなきゃ駄目ですよ、まずね。そうすれば、11時20分とか25分なりますから、昼間まで30分かそこらということになりますので、むりむりやるということはいかかなものかと思っておりますので、これはもうじっくりやるという基本原則でいきましょう。議運でもそういう形で3人、2人という割り振りした経緯がありますので、これを尊重しましょう。

○議長（小林 悟） わかりました。

それでは、昼食のため休憩をとりたいと思います。再開は1時半となりますので、宜しくお願いいたします。

午前 1 1 時 1 3 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番藤原典男議員の発言を許します。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 日本共産党の藤原典男でございます。6月議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦労様です。

私は、1つ目は水田活用直接支払交付金の削減に対する本市の対応について、2つ目は、国民健康保険税の子どもの均等割について、3つ目は、所有者不明土地について質問いたしますので、宜しくお願いいたします。

まず1つ目、水田活用直接支払交付金の削減に対する本市の対応について伺います。

コロナ渦の長期化で農畜産物の需要が減少し、農畜産物価格が低迷しておりますが、特に2021年産米の生産者価格は大暴落しました。政府は2021年産米の生産調整追加分6.7万ヘクタールを、ほぼ達成したにもかかわらず、2022年産米でも5万ヘクタールの主食米削減計画を打ち出すとともに、水田活用直接支払交付金を見直す方針を明らかにしています。

その内容は畔や水路があっても5年間一度も水稲の作付けが行われない水田を交付金の対象から外すというものです。多年草牧草への交付金を現在の10アール当たり3万5,000円から1万円に減額、飼料米の複数年加算10アール当たり1.2万円を廃止することなどです。

農家の皆さんは、長年、生産調整に協力し、転作作物の生産拡大に取り組んできました。しかし、今回の政府の政策は、農家にとってみれば大幅な減収となり、「農業での稼ぐ力」に大きな影響を与える死活問題となるのではないのでしょうか。これでは、本市だけではなく、秋田県、全国の農業者、日本の食糧自給率にも大きな影響を与えることになると思います。秋田県知事も3月16日の県議会で「県のスタンスとしては、これをつぶすというくらいの気持ちで、農業団体とともに要望活動をやっていく。」と発言しました。佐藤農林水産部長は、「交付金削減は12月に突然出てきた。国は何をしたいのか、その理念もわからない。注目発言となったが、問題の大きさを伝えたかった。」と知事発言について説明。県内のソバの転作面積が3,000ヘクタールであることを例に「田畑輪換というが、生産が犠牲になる。現場を知っていればこういう方針にならないのではないか。」と指摘しました。また、佐藤部長は、「長年、転作に苦労して定着させてきた。交付金削減は、転作に協力してきた農家の感情にも触れる問題。農政は農家、県、市町村、国の信頼があってこそだ。現場を無視して国が強行すれば逆噴射しかねない。東北、北海道、新潟を含む知事会の枠組みも生かして、引き続き国に強く要請して

いきたい。」と述べております。

地域の農業を生かし、食糧自給率が低い畑作物などへの増額が必要です。交付金がカット・削減されれば、営農が根底から危ぶまれます。定着してきた転作が困難になり、その結果、離農が加速され、地域経済にも重大な影響をもたらすことになるのではないのでしょうか。

市長は水田活用直接支払交付金の削減に対し、どのような見解をお持ちですか。対応が必要だとお考えですか。伺いたいと思います。

2つ目、国民健康保険税の子どもの均等割について。

国民健康保険の未就学児童までの均等割部分が本年度より半額となりました。子育て世代にとってはうれしい事柄です。ここに至る過程は、地方議会での発言、全国の県議会での発言、全国知事会や各種地方団体が求めてきて、そして国会でも取り上げてようやく実現となりました。国保は「協会けんぽ」の1.3倍、大企業などの加入する「健保組合」の1.7倍と負担率が高いものです。国保に加入していれば、収入が増えなくとも、扶養者や家族が増えると均等割部分の負担が増えた家族の人数部分の家計負担になり、子どもの誕生は喜ばしいが、国保税の負担が増える仕組みになっており、子育て支援に逆行する仕組みが均等割です。私も議会で取り上げ、子どもの均等割部分はなくすべきだと主張してまいりました。

全国の地方自治体を見ますと、独自に中学校卒業までとか、高校卒業まで、子どもの均等割を半額にしたり、廃止している自治体もあります。国保加入者の経済的負担の軽減につながります。

今年より本市は、高校生までの医療費を8月1日より無料とすることになりました。また、子どもが誕生すれば1万円、小学校に入学すれば2万円、中学校に入学すれば3万円と、子育て世代にとってはうれしい政策が進められようとしています。

国保の均等割部分についても、子育て支援を進めていただきたいと思います。国保財政の関連も大きく影響してきますが、均等割部分の半額を小学校卒業までの場合、中学校卒業までの場合、高校卒業までの場合はいくらかかるのか、対象となる世帯数や可能性はどうか、今後の見通し、考え方について伺いたいと思います。

3つ目は、所有者不明土地について伺います。

所有者が不明の土地が増えて各地で問題になっております。日本の人口減少・少子化の中で土地のニーズが低下し、所有者が亡くなった後に相続登記がされず、現在の持ち

主がわからなくなっている宅地や山林、農地などが急増しているとされております。誰も管理しない「事実上の放棄土地」が地域一帯にもマイナスの影響を与えることが懸念されております。安全で住みやすい地域づくりを進める上でも対策が不可欠になっております。

国土交通省によると、2016年には全国の約20パーセントが所有者不明土地だと推計されております。その土地を全て合わせると約410万ヘクタールにもなり、九州より広い面積に達します。親族の死去などで土地を引き継げば固定資産税の負担が生じ、登記手続を避けるために生じているケースがあるからではないでしょうか。所有者がわからない状態なのできちんとした管理が行われず、ごみの不法投棄、土砂崩れなどの危険性箇所への対策もとれず、防災工事もできないなど、地域の災害対策にとっても大きな課題となっております。

国会では所有者不明土地利用特措法が改訂されました。NPO法人や企業などが公共的目的に利用できる「地域福利増進事業」に、防災施設や再生エネルギー発電設備の整備を加え土地所有権の上限を延長しました。所有者不明土地が有効に利用され、地域住民の共同の福祉や利便性の向上を図る運用が重要だと思います。ここに至る政府の長い年月をかけてのいろいろな取組や権利の問題も絡んできますが、過疎化の進行、高齢化の進展などで土地を取得し利用するメリットの希釈化もあります。所有者の権利が不当に制約されず、過大な負担とならないような丁寧な対応、対策も必要です。農林水産業の活性化にも関連します。本市においての所有者不明土地の状況はどうなっているのか、今後の対応策や考え方について伺います。

以上で壇上からの質問を終わりますが、ご答弁を宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 当局からの答弁を求めます。小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） 8番藤原典男議員の一般質問の1つ目「水田活用直接支払交付金の削減に対する本市の対応について」お答えいたします。

今般、国では、今回の方針は5年前に決めた運用を適正化するものであると表明していることから、農業者が混乱しないよう慎重に対応することや、生産性の低下・耕作放棄地の増加を招かないよう、県を通じて国へ申し入れたところであります。

今後、国の調査に加え、県農業再生協議会で農業者の作付動向等に関する調査を実施することとしており、本市では、これらを踏まえて農業者の課題を抽出し、ブロックローテーションや畑作化する上で技術的に対応できるものと、引き続き国へ要望してい

くものとは整理する予定であります。

このうち、技術的に対応できるものについては、県が排水対策や栽培管理などに関する技術指針を作成することから、JA等関係機関とともに農業者に指導・普及してまいります。

また、水田転作作物として重点品目となっている大豆のブロックローテーションによる作付けや、ネギ・枝豆などの高収益作物への転換を推進しており、大規模経営体や集落営農組織が米との複合経営を行うなど、水田農業の高収益化に向けた取組がなされております。さらに、「稼げる力！農業生産体制強化応援事業費補助金」、これを新設するなど、複合経営の生産体制をより強化し、意欲ある多様な農業者の経営の安定を図り、今後も農業者が希望を持って営農活動が行えるよう、引き続き支援してまいります。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） 8番藤原典男議員の一般質問の2つ目「国民健康保険税の子ども均等割について」お答えいたします。

ご質問の1点目「均等割部分の半額を軽減した場合の試算と対象となる世帯数について」お答えいたします。

影響額及び世帯数は見込みとなりますが、現行どおりの未就学児までであれば97万円で71世帯になります。

軽減対象範囲を拡大し、小学校卒業までとした場合は199万8,000円で121世帯、中学校卒業までが262万8,000円で168世帯、高校卒業までが334万5,000円で207世帯となります。

次に、ご質問の2点目「軽減を実施する可能性はどうか、今後の見通し、考え方」についてお答えいたします。

均等割額の軽減対象範囲を拡大することで子育て世帯の経済的負担軽減となり、子育て支援策の一つになることは十分理解しております。

しかしながら、現行の国民健康保険制度では、独自施策により国民健康保険税を減額した場合、その減額分は他の被保険者が負担することになります。保険税の公平性を保つ観点から、全国的にも独自で均等割額の軽減対象範囲を拡大している市町村は少ない状況であります。

先に導入された未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置は、全世代対応型の社会保障制度を構築するために国が全国一律の制度として設けたものであり、議員

ご提案の内容についても同様に、国の負担と責任において実施されるべきものと考えておりますので、関係機関を通じて国に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 8番藤原典男議員の一般質問の3つ目「所有者不明土地について」お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、所有者不明土地については全国的に発生しており、今後、高齢化の進展による死亡者数の増加等により、土地の保全や公共事業の実施などの様々な面で一層深刻な問題となる恐れがあります。

平成30年6月に制定された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」をはじめ、令和3年4月に「民法等の一部を改正する法律」が成立・公布されるなど、所有者不明土地の発生を予防したり、既に発生している所有者不明土地を滞りなく利用したりするため、制度改正等が行われております。

措置法では、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みとして、「公共事業における収用手続の合理化・円滑化」や、所有者不明土地を公益性の高い施設として利用する「地域福利増進事業の創設」などが図られておりますが、このたび、市町村をはじめとする地域の関係者が実施する所有者不明土地対策を支える仕組みが盛り込まれた改正も行われ、段階的施行に向けて準備が進められております。

本市では、これまでのところ、この法律を適用した事例はありませんが、今後、所有者不明土地を利用する事業が発生した場合には、この制度を活用したいと考えております。

また、本市の所有者不明土地の状況については、地籍調査実施地区以外の土地である場合や、長期に相続登記手続として実施されていない場合があり、全体を把握することが難しい状況にありますが、地籍調査の成果を活用することもまた、所有者不明土地の新たな発生を防ぐための手段の一つとして考えられます。

制度改正の内容等を的確に把握しながら、所有者不明土地の利活用や管理、土地収用手続の円滑化及び管理の適正化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員、再質問ありますか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 水田活用交付金の削減について再質問いたします。

今日の新聞では、仙北市は1.6億円の交付金の減額だと報道されております。本市でもかなり大きな額の削減になると思うのですが、そこら辺については試算はされておりますか。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

運用の厳格化により影響を受ける可能性がある令和3年度の作付面積は660ヘクタールでございますが、このうち水田交付金の削減対象となる畑作が固定化している耕作地は全体の11.7パーセント、78ヘクタールでございます。今年度の水田交付金の当初配分額が7,000万円でございますので、これの11.7パーセントということで今年度と比較した場合、削減額は800万円程度と推計してございます。

○議長（小林 悟） 8番。

○8番（藤原典男） 仙北市とは違って大分削減額は少ないようですけれども、それでもやはり800万円という大きな額が減額されるということで、農家にとっては直接やっぱり収入減になるわけですから営農が難しい、離農せざるを得ないという状況も私は出てくると思うんです。そこら辺の認識については、市長はどのようにお考えですか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 藤原議員の再質問にお答えします。

本市農業者のこの交付金の影響額について先ほど部長から答弁があった形で800万円前後という形になっております。議員が懸念される本市農業者への影響についても、本市においては先んじてブロックローテーションやそういった転作に関する取組も進めている状況下においては、現行の制度改正による影響というのは、その収入の部分に関しては米価の価格も大きく影響する部分もあると思いますので、現時点では農業者へ大きな影響は出ないものという認識でおります。

○議長（小林 悟） 8番。

○8番（藤原典男） さっきの部長の答弁で、県を通して国に要望したと。その中身はやはり削減しないでもらいたいということだとは思っているのですが、そこら辺はどうですか。その中身でやったんですか。それとも、どうなんでしょう。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

県を通じて国へ申し入れた内容につきましては、先ほど答弁で述べさせていただきま

したとおり、農業者が混乱しないよう慎重に対応すること、それから、生産性の低下や耕作放棄地の増加を招かないこと、また、知事の方からは、そのために今回の代替措置、そういったものも講ずるよう国に申し入れたところでございます。

○議長（小林 悟） 8番。

○8番（藤原典男） そうすれば、水田活用交付金については、いろいろな要望をしている中で水田活用交付金については削減しないでもらいたいというものは入ってなかったんですか。私はそれ、言いたかったんですけども、政府に対して。県を通して。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

知事からはそういった内容の要望を申し入れてございますが、知事がこの6月議会で答弁した内容といたしましては、現時点では国の基本的な方針は変わらないように感じたところであると、そう述べられております。制度の見直しについては、申し入れはしております。

○議長（小林 悟） 8番。

○8番（藤原典男） ちょっと今、語尾わからなかったんですけども、制度の見直しについては申し入れておりますということですか。はい。

この前、市政協議会の中で市長にお話ししましたけれども、全国市長会とかいうようなものを通して、水田活用交付金については削減しないでほしいということを発言しておりますけれども、そこは再度また市長の動きとしては、どのようにお考えですか。市長、お願いします。今後の市長の動き方というか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 藤原議員の再質問にお答えします。

本市として国への要望をしていくものに関しては、答弁にもありましたけれども、交付対象外水田の扱いについて、水田活用の直接支払交付金の対象農地から除外する見直しは生産現場の実態や課題を十分に検証し、丁寧な説明を行うとともに、農業者が希望を持って永続的に営農できるよう柔軟な対応をお願いしたいと。また、農地及び集落を維持するため、大豆などの土地利用型作物について支援措置の継続をお願いしたいと、この2点について繰り返しになりますけれども、そういったものを国に対しては要望してまいりたいと思っております。

○議長（小林 悟） 8番。

○ 8 番（藤原典男） 農家の人が希望を持って営農できるように、離農者が出ないように、市も市長も頑張っていたきたいということで、まず水田活用交付金については質問を終わります。

次に、国保の問題ですけれども、先ほど答弁ありましたけれども、均等割に対する考え方、同じ収入でも子どもが増えれば負担が増えていくということに対して、もう一度答弁お願いしたいんですけれども、これに対してどのように考えているのか。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

均等割保険料については、国民健康保険では全ての世帯が等しく保険給付を受ける権利があるため、世帯の人数に応じた応分の保険料を負担いただく必要があると考えております。ですので、均等割負担は必要だとは思っております。ただ、子どもにつきましては、今年度から未就学児ですが軽減措置が行われております。その拡大について国の方に要望しているところであります。

以上です。

○議長（小林 悟） 8 番。

○ 8 番（藤原典男） 子どもの部分については国に要望していくという明解なる答弁ありましたけれども、対象となる見込みについても、例えば小学校卒業までの場合は199万8,000円の121世帯とか、中学校までとか、高校生まではいくらとかということも試算して説明いただきましたけれども、国保財政との関係でいえば、小学校卒業までは199万8,000円の121世帯、これは何とかやりくりすれば、今年度は別として来年度あたりは可能な額ではないのかなと思いますけれども、そこら辺はどうですか。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほども答弁したところでありますが、全国一律の制度として未就学児について制度を設けたものであります。ですので、拡充についても全国一律の制度として国の負担と責任において実施されるべきものと考えております。

以上です。

○議長（小林 悟） 8 番。

○ 8 番（藤原典男） 国会の中で未就学児までの均等割部分について半額にするということは、全国一律の制度、今年からということですがけれども、しかし、そういう制度に

なったということで、それに上乗せして全国の中では高校生までとか中学生までの均等割部分を半分にするとかという、もしくは廃止するところもあるんですよ。ですから、一律の制度だということはわかるんですけども、それに上乗せできる、してやっぺいこうという市の、自治体の努力という、考え方というのも私は必要になってくると思うんです。そこら辺については可能性としては、私、額を先ほど言いましたけれども、可能な額なんじゃないかなと、小学校卒業までの199万8,000円、121世帯については可能な額じゃないのかなと私判断したんですけども、そこら辺についてはどうでしょう。市長。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 藤原議員の再質問に答弁いたします。

答弁繰り返になってしまうかもしれませんが、やはり国民健康保険制度そのものについて、その金額的なものではなく、やはり制度自体の課題というか問題があるかと思ひます。どうしても制度上、先ほど答弁にもありましたとおり、市独自でやるにしても、いわば市の一般会計からの、要は国保以外の方々の税金も活用しながらやっぺいかなければいけないという課題等もあります。そういったものにつきましては、法の下での平等であるとか、やはり税負担の公平性、そして公共事業の公平性であるとか、そういった部分も全体的に判断していくべきものと思ひております。その点からしまして、やはり現行、拡大の方向についても、やはり国においてしっかりと議論していただひてもらえるように本市としては要望という形で取り組んでまいりたいと思ひております。

○議長（小林 悟） 8番。

○8番（藤原典男） 何回も繰り返しになりますけれども、国には要望する。それは理解しました。

独自にやっぺいしているところもありますので、独自にやれるような可能性も追求していただきたいということを主張しまして、次の所有者不明土地の問題について伺いたいと思ひます。

答弁いろいろありましたけれども、概略聞きますと、この法律はつい最近できた、長年やっぺきたんですけれども、つい最近、国会でできたものでもありますので、これからの取組だと思ひます。ただ、所有者がいなくて土地が荒れて、もうどうしようもなくなるといふ前に、やっぺり市としても調査なりしながら対応を考えていかなきゃいけないと思ひますが、調査については今後、随時調査していくという考え方はあり

ますか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

所有者不明の土地の調査についてのご質問でございますが、まずは相続の登記の所有権移転を行っていただくということが一番の解決だと思います。ですので、国、法務局の方でもその必要性の周知をするなど、そのようなPR活動も行っておりますので、本市としてもそのような国、法務局への協力等行っていきたいと思っております。

○議長（小林 悟） 8番。

○8番（藤原典男） 調査といえば書面での調査もあります。法務局との関係もありますけれども、市の職員が潟上市内を車でパトロールすれば、ここの土地はすごいなんか荒れているとかいうような情報をいろいろ回らなかっただけでつかむことができるんですよ。そうすれば、ここはちょっともう何かあったときに、土砂崩れとかあれこれだということ判断すれば、そこから独自に調査していくということも私は必要だと思うんですが、どうでしょう。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

市内を調査したところで、例えば土地が荒れていたという状況がございましたら、その土地を登記簿等で確認して、その所有者の方に連絡しながら現在は対応しているという状況でございまして、その荒れている土地が所有者不在の土地であるのかどうか、そこもまだその状況によってはわからない状況がありますので、ケースバイケースで適宜調査をいたしまして対応していきたいと考えております。

○議長（小林 悟） 8番。

○8番（藤原典男） 災害対応で、大雨降ったときに、ここは補修しなきゃいけないとかという該当する土地も出てくるかもしれませんね。そういったときに、どこが主体になってやるのかという点では、土地改良区もあるでしょうし、市独自にやるときもあるでしょうけれども、主体をどこでやるという、土地改良区の協力も得るといことも考えていますか。必要な対応をやる上で。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

今般の特措法では、そのようないろいろ拡充された部分がございます。例えば公共事

業を行う際、その土地の所有者がわからない場合は、円滑化できるような仕組みができたり、それから、公共的な事業であれば、暫定的な使用権を10年から20年に延長されるという改正もされておりますので、この特措法を適宜活用しながらそういうものに対応していきたいと考えております。

○議長（小林 悟） 8番。

○8番（藤原典男） 土地所有者がわからなくて何も手が出せなかったというようなことじゃなくて、必要に応じていろいろ手を打っていくということも必要だと思いますので、市民の安全・安心に向けて是非市の方でも頑張ってくださいたいということをお願いしまして、私の質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小林 悟） これをもって8番藤原典男議員の質問を終わります。

本日の日程はこれで全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日6月17日金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集をお願いいたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後 2時08分 散会